

VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組

歴史遺産の保存・活用に関する方針を実現するため、前章で示した方針に基づき、本計画期間に実施する取組を記載します。市費のほか、県や国による補助金（文化財補助金等）、地方創生推進交付金など財源とし、今後の事業進捗により必要となった新たな取組についても積極的に進めていきます。

以下に文化財保護課が進めている 11 事業との関り、取り組む主体、実施期間を整理し、取り組む主体は、地域（市民、地域、市民団体、事業者、関係機関）と市（久留米市）、実施期間は本計画の計画期間 10 年とし、初動期の 4 年間で前期、中期 3 年、後期 3 年として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。

【文化財保護課の事業】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| I 発掘調査事業 | II 埋蔵文化財センター事業 |
| III 有馬記念館活用事業 | IV 歴史資料保存活用事業 |
| V 筑後国府跡歴史公園整備事業 | VI 歴史的建造物保存整備事業 |
| VII 史跡等環境整備活用事業 | VIII 歴史ルートづくり事業 |
| IX 文化財施設維持補修事業 | X 文化財保護団体等育成事業 |
| XI 坂本繁二郎生家活用事業 | |

1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり

(1) 地域とともに保存・活用を進める仕組づくりに関する取組

地域との協働による歴史遺産の保存・活用の推進に向けて、所有者、市民、市民団体等の活動を把握し、所有者、市民、市民団体等への活動支援や、市民参加型の取組の推進などが考えられます。

1) 所有者、市民、市民団体等の活動把握

歴史遺産を守り伝える所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を把握します。双方向での情報把握を実現するために、定期的に聞き取りを実施することや、インターネットでの情報収集、イベント開催時の情報把握に取り組みます。把握した担い手や活動に関する情報はリスト化し、歴史遺産の保存・活用の取組に活かします。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
保存・活用の活動把握・情報収集 ・聞き取りなど情報収集による実態調査	X	○	◎	■		
情報交流イベントの開催 ・歴史遺産の担い手による情報交換の機会を創設	VIII	○	◎	■		
担い手など情報のリスト化 ・歴史遺産の担い手や活動内容のリスト化	X	—	◎	■		

2) 所有者、市民、市民団体等への活動支援

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を支援します。日常的な相談や情報提供が可能なシステムの創設、地域が行う活動をバックアップする仕組みを創設し、顕彰の場を通して機運の醸成を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
相談窓口、情報提供受付システムの構築 ・窓口やホームページで情報提供を受付	VIII	—	◎	■		
支援制度の創設 ・地域による歴史遺産に関する調査や維持管理への技術的支援	VIII	—	◎		■	
顕彰制度の創設 ・継続した活動への顕彰	X	—	◎		■	

3) 市民参加型の取組の推進

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等が連携し、横断的な取組が行えるように、互いの活動を話し合う場を創設することや、市民が歴史遺産の保存・活用に参加する機会を創出していきます。文化財保存活用支援団体の指定も視野に入れ、ともに歴史遺産の保存・活用に取り組む団体との協働を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
市民活動連絡会議の開催 ・保存活用連絡協議会（仮）の創設と定期的な開催	VIII	◎	◎		■	■
市民参加型プロジェクト等、市民参加促進のための周知 ・歴史遺産の保存・活用への参加を促す機会の創設と呼びかけ	VIII	○	◎		■	■
歴史遺産の保存・活用に関する人材配置 ・歴史遺産保護指導員の設置	VIII	○	◎	■		
文化財保存活用支援団体の検討 ・歴史遺産の保存・活用を行う団体の活動把握と実態調査	VIII	○	◎	■	■	■

(2) 保存・活用の仕組を動かす体制づくり

歴史遺産の保存・活用を推進する体制づくりに向けて、専門的知識を有する職員の採用と配置、恒常的に専門性の向上を図ることで、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めていきます。また、地域や民間団体、庁内関係部局との情報共有、連携した取組をすすめる、様々な補助制度等の積極的な活用に取り組むことで、体制強化を図ることが考えられます。また、歴史遺産の保存・活用を推進するための新たな制度を創出し、必要に応じて既存の条例や規則を見直すなど、円滑な推進を図ります。

1) 地域、民間団体、庁内関係部局との連携

文化財保護部局のみでなく、庁内関係部局と連携することにより、効果的・横断的な歴史遺産の保存・活用を推進します。取組にあたっては、各部局の補助制度を活用するなど効率化を進め、財源の確保にも努める必要があります。地域や民間団体との連携も進め、民間助成制度の活用も検討します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
庁内関係部局との連携 ・プロジェクトチームの編成 ・庁内検討会の開催	VII～IX	—	◎			
歴史的風致維持向上計画などの検討と作成 ・関係部局と連携した歴史遺産保存・活用に関する取組の検討	VIII	△	◎			
民間活力の活用 ・民間団体の助成制度、クラウドファンディングの活用 ・ヘリテージマネージャーの育成と活用	IV～XI	◎	◎			

2) 専門的な知識を有した職員の採用と配置、専門性の向上

歴史遺産の保存・活用を推進するために、歴史や建築、民俗など専門的知識を有した職員を採用し、配置していきます。また、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めることにより、様々な問題へ対応していきます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
専門的な知識を有した職員の採用と配置及び専門性の向上 ・各種事業に必要な人材の継続的な配置 ・専門性を向上させる研修会の開催、参加	—	—	◎			
歴史遺産のマネジメント力の向上 ・歴史遺産の保存・活用に関する情報収集やマネジメント力を高める研修会の開催	—	—	◎			

3) 新たな制度の創出と条例・規則の見直し

歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組を円滑に動かすために、新たな制度を検討し、創出していくことも必要です。新たな制度の創出にあたっては、久留米市文化財保護条例など既存の条例や規則等を見直し、整理を行います。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
関連条例や規則の見直し ・文化財保護条例や関連規則の改正。要項の作成	—	—	◎			
新たな制度の検討と創出 ・筑後川遺産登録制度の創出 ・歴史的風致維持向上計画のなど、新たな制度導入について検討	VIII	△	◎			

2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する取組

(1) 歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする

歴史遺産の保存・活用へ向け、市内に所在する歴史遺産を把握することが必要です。把握した歴史遺産は、調査・研究により記録作成、価値付けを行います。調査と研究は、市民や市民団体等、研究・教育機関とも連携して進め、その成果を一元化し、歴史遺産の価値を共有するために積極的に公開していきます。

1) 歴史遺産の把握と調査・研究の実施

市域に広がる歴史遺産の保存・活用の第一歩として、歴史遺産の把握を進めます。把握した歴史遺産は市民や市民団体等、研究・教育機関と連携して調査・研究を進め、記録の作成や価値付けを進めます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
地域と連携した歴史遺産の把握とマップなどの記録作成 ・校区内の歴史遺産の悉皆調査と文化財マップの作成	I・IV・VI・VII・VIII	◎	◎			
歴史遺産の調査・研究 ・埋蔵文化財や有形・無形文化財など、各種歴史遺産の調査・研究	I～IV・VI・VIII	○	◎			
研究施設の確保と充実 ・埋蔵文化財センターや文化財収蔵館、調査事務所などの整備	I・II・IV	—	◎			
大学や近隣の研究・教育機関との連携による調査・研究 ・久留米大学、久留米工業大学、久留米高等専門学校との連携 ・九州歴史資料館など、市内外の研究機関との共同研究	I～IV・VIII	◎	◎			

2) 歴史遺産に関する調査・研究成果の一元化と共有

調査・研究成果はデータベース化するなど一元化し、個々の歴史遺産の価値を共有するために積極的な公開に努めます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
調査・研究成果の報告会、講演会の開催 ・研究会やシンポジウムの開催 ・市内施設を活用した展示会や講演会の開催	I～IV・VI・VIII	△	◎			
刊行物の作成 ・調査・研究成果を掲載した冊子・パンフレットの刊行	I～IV・VI・VIII	△	◎			
調査・研究成果のデジタル化、アーカイブの作成と公開 ・調査成果のデジタル化による一元化と公開	I・III・IV	—	◎			

(2) 歴史遺産を守り、共有する

所有者、市民、市民団体等と連携した日常的な管理、恒久的な保存のための指定・選定・登録、劣化やき損した歴史遺産の修理・復旧、保存環境の整備や防災・防犯体制の構築、伝統技術の継承支援、歴史遺産の記録保存や情報の集約などの取組が考えられます。その推進にあたっては、多分野の有識者と連携して検討を行い、適切な方法で取り組みます。

1) 所有者、市民、市民団体等との連携

歴史遺産の日常的な維持管理を図るために、所有者や市民、市民団体等との連携を深める取組を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
所有者、校区コミュニティ組織との定期的な連絡 ・管理状況報告のための連絡会議の開催	Ⅷ	◎	◎			
校区別文化財保護指導員や文化財リーダーの配置、文化財パトロール隊の結成 ・地域によるモニタリングと結果報告	Ⅷ	◎	◎			

2) 歴史遺産の指定・選定・登録

歴史遺産を恒久的に守り伝えるために、調査・研究により価値が認められた歴史遺産について、国・県・市による指定や登録文化財、選定保存技術にする取組を積極的に進めていきます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
歴史遺産の指定・選定・登録の推進 ・法的措置による歴史遺産の保存・活用の推進	I・Ⅳ・Ⅵ・Ⅷ	○	◎			
市登録文化財制度等の検討と創設 ・筑後川遺産制度など、市独自の制度の検討と創設	Ⅷ	△	◎			

3) 歴史遺産の修理・保存整備

劣化や破損が見られる歴史遺産は、その価値が損なわれないように、速やかに修理・復旧を進めます。また、史跡や建造物等を守り伝えるために、修理や復旧とともに保存整備を進めます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
指定等文化財や収蔵資料の修理・修復 ・大名有馬家関連資料の修理・修復 ・毀損した指定等文化財の修理・修復	Ⅱ～Ⅳ・Ⅷ	-	◎			
史跡や建造物の保存整備 ・筑後国府跡や装飾古墳の保存整備 ・有馬家霊屋5棟の修理	V～Ⅷ	○	◎			
保存活用計画の作成 ・下馬場古墳、安国寺甕棺墓群など、国指定文化財の保存活用計画の作成	Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ	○	◎			

4) 保存環境、防災・防犯体制の構築

歴史遺産を適切な環境で収蔵・保管していくために、劣化を防ぐ取組や収蔵庫の確保など、保存環境の整備に取り組みます。近年頻発する自然災害や火災、盗難、獣害などから歴史遺産を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』をはじめ防災、防犯に関する手引きやチェックリスト等を参照しながら、耐震・警察との連携・防災・防犯体制の確保、施設や設備の整備を進め、地域や周辺市町村、福岡県とも情報交換や連携を図っていきます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
空調・防虫施設の整った収蔵施設の確保 ・文化財収蔵施設的环境改善	IX	-	◎		■	
脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開 ・3DプリンターやVR等による複製品の作成と一般への公開	II～IV・VII	-	◎	■	■	■
消防署・消防団と連携した防災訓練の実施 ・定期的な見回りと文化財防火デーにおける防災訓練の実施	IV・VI・IX	○	◎	■	■	■
自然災害・人災に効果的な防災設備の充実 ・防災ネットや安全柵の設置	IX	△	◎	■	■	■
消防・警察と連携した文化財防災・防犯マニュアルの作成 ・歴史遺産の防災・防犯に係る対応協議とマニュアル作成	VI・VII	○	◎	■		
史跡など歴史遺産の予防的な整備 ・樹木の伐採や高木の剪定 ・排水路の清掃など	V～VII	○	◎	■	■	■
獣害への対応 ・イノシシやアライグマなどによる被害把握と対応	VII	○	◎	■	■	■

5) 伝統技術の継承支援

建築物や工芸品、祭礼などを維持するためには、これらを支える技術や技能を受け継ぐことが不可欠です。そこで、地域に伝わる歴史遺産を守り伝えるために、歴史遺産を支える技術や技能を継承していく担い手を育成する機会を設ける取組を行います。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
技術講習会の開催 ・技術継承を考えるワークショップの企画と開催	X	◎	◎	■	■	■
技術の披露・継承機会の創出と体験型企画の開催 ・職場体験や実技を体験する機会の創出	VIII・X	◎	◎	■	■	■
技術保持者（団体）のリスト化 ・伝統技術の保持者や団体を台帳化し継承支援に活用	VIII・X	◎	◎	■		

6) 歴史遺産の情報集約と公開

地域に伝わる歴史遺産の記録を保存するために、地域や多分野の有識者と連携して情報の集約を進め、データベースの作成を進めることで歴史遺産の現状を情報化し、広く公開します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
無形民俗、技術などの記録保存 ・調査票や記録映像による記録保存の実施	VIII・X	◎	◎	■	■	■
地域や有識者との連携による歴史遺産の調査 ・地域との連携による校区を単位とした歴史遺産の調査を実施	I～IV・VI・VII	◎	◎	■	■	■
情報集約方法の構築と運用 ・調査体制の構築と調査の実施	VIII	○	◎	■	■	■
歴史遺産のリスト、データベースの作成と公開 ・歴史遺産に係る情報のデータベース化と公開	I～IV・VII	○	◎	■	■	■

3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組

(1) 歴史遺産を学び、学校教育・社会教育へ活かす

歴史遺産の保存・活用へ向け、多くの人々が歴史遺産への関心を深めることが必要です。幅広い世代が歴史遺産に触れる機会を創出することや、次世代を担う子どもたちが分かりやすく、楽しみながら親しむことができる取組を推進します。

1) 歴史遺産を学び、活かす学校教育の推進

次世代の担い手となる子どもたちが、楽しみながら歴史遺産に親しむことができるような取組を推進していきます。学習指導要領に基づき教育カリキュラムに歴史遺産を学ぶ機会を盛り込むことへの協力や、体験イベント・ワークショップ、職場体験などの取組が考えられます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
小・中学校、高校、大学などでの出前授業・講座の開催 ・地域の歴史を学ぶ講座の実施	II・IV	○	◎			
小・中学校、高校、大学との連携事業の創出 ・歴史遺産を題材とした調査や展示など学生による企画 ・学校と市による連携した企画の実施	II・IV・XI	◎	◎			
小・中学生向けイベント、ワークショップの開催 ・古代食の再現など食育メニューの開発 ・無形文化財や修理現場見学など、職場体験の実施	II・IV・XI	◎	◎			
夏休みの宿題の素材提供 ・自由研究などへの協力	II・IV・XI	◎	◎			

2) 歴史遺産を学び、活かす社会教育の推進

様々な世代や価値観の異なる人々が歴史遺産との関わりを見つけ、関心や愛着を育てていくために、興味を持って参加したくなるような多様性に富んだテーマや実施方法に配慮し、イベントやシンポジウムの開催、体験イベントを企画することなどに取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
市内各地での歴史講座、出前講座の開催 ・既存の出前講座「私の町の歴史と文化財」の拡充	II・IV	◎	◎			
企画展やシンポジウム、ワークショップの開催 ・地域の歴史遺産との関わりや愛着を感じさせる企画の実施	II～IV・VIII・XI	◎	◎			
歴史遺産に関わる体験イベントの開催 ・祭り行事など、地域の歴史遺産を体験する機会を創設	VIII	○	◎			

(2) 歴史遺産を守り、まちづくりや地域振興へ活かす

これまで地域の人々により守られてきた歴史遺産は、地域のアイデンティティを醸成してきました。これからも地域への愛着や誇りを持つことができるように、地域や市民団体による歴史遺産を活かしたまちづくりの活動等と連携し、地域振興の推進を支えます。

1) まちづくり活動等との連携

地域に伝わる歴史遺産を学び、伝えていくとともに、地域の歴史遺産をまちづくりに活かす活動等と連携を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
各種ワークショップの推進 ・歴史遺産を見つけ守り、活かし伝えるためのワークショップの開催	VIII	◎	◎	■		
パンフレット作成などによる地域の情報発信 ・校区や地区の広報誌への情報掲載	VIII	◎	◎	■		
歴史遺産を活用したまちづくり拠点の整備 ・坂本繁二郎生家や青木繁生家など歴史的建造物の活用	VIII	◎	◎	■		
歴史遺産を活かした移住促進、ブランド化の推進 ・関係部局と連携した歴史遺産を活用した魅力の発信	VIII	◎	◎	■		

2) 地域振興へ活かす

地域活動の一環として地域に伝わる歴史遺産を活かし、地域の活性化や地域振興へつなげる取組を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
自治会、子ども会、女性の会、老人クラブなど地域活動の推進 ・地域の歴史を学び・守り・活かす活動を推進	VIII	◎	◎	■		
地域コミュニティ組織や市民団体等と連携したイベントの開催 ・古墳や歴史的建造物を巡る企画の実施 ・火起こしなどの古代体験の実施	VIII	◎	◎	■		

(3) 歴史遺産を守り、観光振興へ活かす

本市の歴史遺産を観光振興へ活かすことで歴史遺産を守ることにつながるため、観光部局等や歴史遺産を活かす民間事業者等との連携に取り組み、歴史遺産を活用した文化観光を推進します。

1) 観光部局等との連携

より多くの人々が楽しみながら歴史遺産への関心を育ていけるよう、魅力ある歴史遺産を観光振興へ活用しやすい環境を整えるとともに、観光部局等との連携を進めることで、効果的な事業の推進を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
歴史遺産を活かしたPRコンテンツの企画・作成 ・観光部局等のPRコンテンツへの協力	Ⅷ	○	◎	■	■	■
歴史遺産を紹介するガイドの研修と派遣 ・職員や希望者への研修と運用とガイドの実施	Ⅷ	○	◎	■	■	■
位置情報を活用した歴史遺産に触れるアプリ開発 ・サインと連動した情報発信方法の検討	Ⅷ	△	◎	■	■	■

2) 歴史遺産を文化観光へ活かす

文化の振興や観光の振興とともに多くの人々が歴史遺産への関心を深めることで、地域の活性化につなげていけるよう、地域に伝わる歴史遺産を活かし、文化観光を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
歴史遺産への観光誘致 ・古社寺や史跡等への観光誘致 ・周遊ルートの作成	Ⅷ	△	◎	■	■	■
解説板や案内板設置など、環境整備 ・解説板の新設と更新 ・観光部局と連携した環境整備	Ⅷ	△	◎	■	■	■

3) 歴史遺産を活かす民間事業者との連携

歴史遺産に馴染みのなかった人々が歴史遺産と出会うきっかけとなるよう、歴史遺産を活かした事業を展開する民間事業者等と連携し、歴史遺産の積極的な活用を図ります。歴史遺産を舞台にしたユニークメニューの誘致、商品開発、国登録有形文化財（建造物）の活用などが考えられます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
ユニークメニューの推進 ・歴史的建造物や史跡を舞台にした企画の実施	Ⅷ	○	◎	■	■	■
歴史的建造物の活用 ・宿泊施設、飲食店、物品販売店などへの活用を検討	Ⅵ・Ⅷ	◎	◎	■	■	■
歴史遺産を取り入れた観光イベントの企画 ・まち歩きイベント等への歴史遺産の活用	Ⅷ	○	◎	■	■	■
歴史遺産をモチーフにした商品開発 ・久留米入城400年に係る商品開発など	Ⅲ・Ⅷ	◎	◎	■	■	■

(4) 歴史遺産の価値や魅力の情報発信

世代や環境の異なる幅広い人々が、歴史遺産を身近に感じることができるよう、多様な媒体による情報発信、歴史遺産の拠点づくりに取り組みます。推進にあたっては、地域や民間事業者、関連部局等と連携して取り組んでいきます。

1) 多様な発信

これまで取り組んできた刊行物やホームページでの情報発信に加え、オンラインやデジタル配信など、新たな通信技術を含む多様な媒体をとおして情報発信に努め、多様な人々に情報が届きやすいように発信していきます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
多彩な情報通信技術を用いた情報発信 ・ホームページやSNSによる情報発信	I～IV・VIII	—	◎	■		
歴史遺産関連総合情報サイトの構築と発信 ・ポータルサイトの構築と発信	VIII	—	◎	■		
歴史遺産の価値や魅力を伝えるAR、VR、MRの開発 ・久留米城や有馬家霊屋、装飾古墳を対象にした開発を推進	VIII	—	◎		■	■
広報誌、新聞などによる情報発信 ・市広報誌やタウン情報誌、新聞各社への情報提供	I～IV・VIII	—	◎	■		
情報発信イベントの実施 ・ボランティア体験、修復作業見学会などの開催	VIII	△	◎	■		

2) 歴史遺産の拠点づくり

デジタル技術による情報発信以外にも、現地で学び、実物を見る感動を伝えるために、歴史遺産の拠点づくりに取り組みます。久留米市美術館や有馬記念館、埋蔵文化財センターといった展示施設のほか、多くの人々が訪れやすい久留米シティプラザ、コミュニティセンター、商業施設などの既存施設において、情報発信の拠点となる展示空間の確保に取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
既存施設を活用した展示空間の確保 ・久留米市美術館、久留米シティプラザ、コミュニティセンター、商業施設、空き家など	II・IV・IX・VIII	—	◎	■		
収蔵展示施設の確保 ・保存環境が整備された収蔵施設の確保を検討 ・展示施設の拡充を検討	II～IV・VIII	—	◎		■	

(5) 歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産を一体的に捉え、関連する歴史遺産を群として保存・活用する取組として「筑後川遺産」を設定し、推進していきます。また、地域や関係部局との連携により、案内板、解説板の充実、周辺景観の保全、形成に取り組むことで、総合的な調和を図ります。

1) 歴史遺産の群としての保存・活用

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産を群として捉え、一体的な保存・活用を進めるため、歴史ストーリーの創出に取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
歴史ルートづくり事業の推進 ・歴史遺産を取り巻く周辺景観の保全・形成	VIII	○	◎	■		
筑後川遺産の設定と推進 ・歴史ストーリーの創出 ・「歴史のまち久留米 ストーリーシート」の作成	VIII	◎	◎	■		
デジタルアーカイブの作成 ・データベースの構築と公開	I～VIII・X・XI	—	◎	■		

2) 案内板、解説板等の充実

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産の一体的な活用を進めるため、案内板や解説板など、利便性を高める取組を進めます。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
多言語化、ユニバーサルデザインに対応した案内板、解説板の設置 ・指定等文化財への案内板、解説板の設置	VII・VIII	—	◎	■		
情報発信コンテンツ（QRコード、アプリ）への対応 ・解説板へのQRコードの掲載	VII・VIII	—	◎	■		

3) 周辺景観の保全、形成

歴史遺産とその周辺環境を一体的に保全し、良好な環境を形成するため、文化財保存活用区域の検討や景観計画との調整、都市計画に配慮した道路や広場の整備などを提案します。

取組	事業との関係	主体		前期	中期	後期
		地域	市	(R3～6)	(R7～9)	(R10～12)
文化財保存活用区域の検討 ・歴史的風致維持向上計画の検討とも連動した文化財保存活用区域の検討	VIII	△	◎	■		
景観計画や都市計画マスタープランとの連携 ・関係部局と連携した施策の立案	VIII	—	◎	■		
歴史遺産周辺の環境整備 ・歴史遺産周辺の道路、広場整備への助言	V～VIII	○	◎	■	■	■